

街の不動産トラブルを解決する

5 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは、一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声を紹介します。

とある個人所有物件の入居たこのこと。そのため、家賃者とのトラブルについて、私を2カ月分滞納予定だが、3(中村)から紹介させていた。カ月目以降より支払いを再開するとの合意書を貸主と交わりました。しかし、貸主がその借主(テナント利用の入居者)がある日、貸主の自宅玄関で、「裁判にする」と怒鳴って去っていかれました。事情を確認すると、コロナ以前に地震によるガラス破損のための修繕費用がかなり要した。

保険も多少出たそうですが、想定外の修繕だったそう。入居者も大変困っている様子でしたので、支払い再開を再度約束し、貸主の行動については、正式に謝罪してもらい、事なきを得ました。時



中村美保氏

間や手間は掛かりませんが、話し合うことで相手方の怒りは収まり、落ち着くところに落ち着きホッとしました。身近で上記のような事に3度も遭遇してしまい、途方に暮れ憔悴しておりましたところ、ADRという制度や調停人候補者の存在を知りました。現在、調停人候補者として登録している次第ですが、実務としては、高齢の認知症の叔父の保佐人として、保佐監督人の弁護士先生の指導の下、保佐業務をこなしています。

【調停人候補者】

中村美保氏

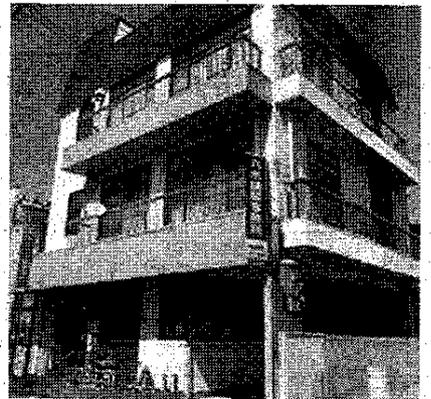
宅地建物取引士(福井県福井市)

不動産のみならず、消費者センターにも日々、高齢者にまつわるトラブルが寄せられるそうです。ADRという「裁判外紛争解決手続」は、今後様々な分野で必要不可欠になると考えます。また、調停人候補者が身につけているトラブル解決に関するスキルは、消費者トラブル対応のコールセンターやママ友トラブルなど、日々の生活でも生かすことができます。

傾聴スキルがより注目

調停人は、双方の言い分を傾聴することに長けています。トラブルを解決に導くためには、双方の事実関係を中立な立場で傾聴出来ることが重要であり、近い将来、この傾聴スキルがより注目されるようになるのではないのでしょうか。

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは、一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声を紹介します。



中村氏が勤務する店舗の外観

資格・総合